令和２年７月2４日

**令和２年７月の豪雨に関する一部負担金等の取扱いについて**

アイシン健康保険組合

このたびの熊本県を中心とする豪雨により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

　アイシン健康保険組合では、豪雨により甚大な被害を受けられた組合員の方を対象に、医療機関で受診した際の一部負担金等の支払いについて、以下の通り一定期間猶予の対応をしますので、お知らせします。

【適用対象となる方】

次の**（１）及び（２）のいずれにも該当**する方が対象者です。

1. 令和２年７月豪雨に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する組合員
2. 医療機関の窓口において、令和２年７月豪雨により、次のいずれかの申し立てをした組合員
	1. 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
	2. 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
	3. 主たる生計維持者の行方が不明である旨

【対応】

1. 医療機関での受診
	1. 医療機関にその旨を伝えて受診や調剤をしてもらってください。
	2. 当日の窓口負担額（自己負担額）はゼロとなりますが、その分については後日、健保組合から直接、被保険者へ請求させていただく予定です。
2. 保険証を紛失した場合
	1. アイシン健保の組合員である旨と氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所（会社名）を医療機関に伝えてください。
	2. 併せて、健保組合へ保険証の再発行申請を行ってください。
3. 任意継続保険料の納付

　　被災した任意継続被保険者の方が保険料納入の期限に納付できない場合は、その旨を健保組合へ申し出てください。

【取扱いの期間】

　令和２年１０月までの診療分及び調剤分の一部負担金等

　　尚、入院時の食費などはお支払いいただく必要があります。

以上

\*お問い合わせ先：アイシン健康保険組合　TEL 0566-77-8021 担当：松薗